令和2年度 第6回 有田区地域協議会 次 第

日時: 令和3年2月1日(月)午後6時30分~ 会場: カルチャーセンター ミーティングルーム

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

【協議事項】

- ・令和3年度地域活動支援事業について
- ・自主的審議事項について
- 4 その他
- 5 閉 会

令和3年度地域活動支援事業 有田区の採択方針等について(案)

項目	令和2年度	令和3年度
採択方針	右欄上段のとおり	
募集期間	・4/1(水)から 5/8(金)まで	(事務局案) ・4/1(木)から 5/7(金)まで
	■全市的な取り組み •4/1 広報上越、市 HP への掲載 •報道機関への情報提供 など	■全市的な取り組み ・令和2年度と同様
周知方法	■有田区での取り組み •3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) •2/20(木)説明会開催 •4/1 募集要項を全戸配布	■有田区での取り組み •2/25 たよりを全戸配布(事前相談受付) •3/15(月)18:30~説明会開催 •3/25 募集要項を全戸配布
補助率等	事業費の上限・下限:なし・傾斜配分:なし・補助率:10/10以内	
審査方法	・提案者説明及び質疑を実施 ・点数化しない ・右欄下段の基本審査・共通審査基準 に基づき、提案書及びピアリング内容を もとに審査し、挙手により採否を決定 (会長を除く出席委員の過半数で採択)	
その他	・委員が提案団体の代表者や役員であった場合の審査への関わりについて → 全ての審査に参加する	

有田区 地域活動支援事業 採択方針

有田区住民の活性化につながる事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、 事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。

なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、 地域の要望等を考慮し採択する。

優先的に採択する事業の分野

- ○地域振興に資する事業
 - (例) 住民交流(世代間交流)事業、各種団体との連携、住民啓発事業、住民交流の場(施設、 公園など)の充実等
- ○生活環境の向上に資する事業
- (例) 環境美化活動、道路沿線のクリーン活動、花いっぱい運動、住環境の充実につながる事業等
- ○安全安心、地域防災の向上に資する事業
 - (例) 安全安心マップ作製・配布、通学路危険箇所の調査・マップ作製、防犯活動(ベスト、 帽子、旗等の整備)支援、水害避難訓練等
- ○教育文化・健康に資する事業
 - (例)教育環境の充実、伝統文化の継承(復活)、スポーツ・レクリエーション事業、 健康増進事業等
- ○その他

上記に属さないが、有田区の活性化につながる事業

◆基本審査・共通審査基準(全区共通) ※2年度と変更なし

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。
- ・共通審査基準は、審査において考慮すべき項目と具体的な視点。

・共連番食基準は、番食において考慮すべき項目と具体的な倪息。		
審査項目	審査の視点	
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・地域の実情や住民要望に対応したものか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。・補助金を充てる経費が提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	
③ 実 現 性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	
⑤ 発 展 性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に信頼性や将来性はあるか。	